

令和 6 年 10 月 21 日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

令和 7 年度再商品化実施委託単価（案）について

令和 7 年度再商品化委託申込み時に必要な、再商品化義務量算定のための「算定係数」に関わる「量・比率」については、パブリックコメント終了後に確定するため「暫定値」として「量・比率」（案）を使用しています。

●「再商品化実施委託単価」算出の計算式

$$\text{再商品化実施委託単価⑥} = \frac{\text{①市町村からの引取り見込量} \times \text{②再商品化事業者見込委託単価} + \text{③協会経費} = \text{④}}{\text{⑤特定事業者等からの再商品化委託申込見込量}}$$

<令和 7 年度再商品化実施委託単価の算出根拠> (単価・金額共 消費税抜)

		①市町村からの引取り見込量 (トン)	②再商品化事業者見込委託単価 (円/トン)	③協会経費 (千円)	④再商品化総費用 (千円) ≒(①×②)+③	⑤特定事業者等からの再商品化実施委託申込見込量 (トン)	⑥令和 7 年度再商品化実施委託単価 ≒④÷⑤ (円/トン)
ガラスびん	無色	100,000	9,800	84,826	1,064,826	95,900	11,000
	茶色	102,000	11,200	84,826	1,227,226	88,300	13,900
	その他色	131,000	18,000	84,826	2,442,826	120,600	20,200
PET ボトル		7,800	58,000	*928,725	1,381,125	158,000	8,800
紙製容器包装		5,600	14,500	327,139	408,339	18,950	22,000
プラスチック製容器包装		704,620	63,000	930,000	45,321,000	726,300	63,000

注 1) 上表の①引取り見込量及び②再商品化事業者見込委託単価は、協会が再商品化事業者へ委託料を支払う逆有償分が対象です。協会は有償分を含めて再商品化を実施し、別に有償分に係る収入が見込まれますが、当該収入は市町村に拠出されます。(PET ボトル・紙製容器包装は、逆有償分のみ計上)

注 2) 端数調整のため、(①×②) + ③が④と等しくならない、また、④÷⑤が⑥と等しくならない場合があります。

* PET ボトルの協会経費予算は 1,598,721 (千円) です。これに令和 7 年度の有償収入に係る消費税相当額 1,013,247 (千円) を充当するため、残額は 585,474 (千円) となります。他方、有償拠出金の 3 月分は次年度に拠出しますが、6 年度と 7 年度計画では 7 年度の額が多いため、差の 343,251 (千円) が加算されます。この結果、特定事業者の実質的な負担経費は、928,725 円 (千円) となります。

(参考1) 令和6年度再商品化実施委託単価について

<令和6年度再商品化実施委託単価の算出根拠> (単価・金額共 消費税抜)

		①市町村からの引取り見込量 (トン)	②再商品化事業者見込委託単価 (円/トン)	③協会経費 (千円)	④再商品化総費用 (千円) ≐(①×②)+③	⑤特定事業者等からの再商品化実施委託申込見込量 (トン)	⑥令和6年度再商品化実施委託単価 ≐④÷⑤ (円/トン)
ガラスびん	無色	100,000	8,700	84,917	954,917	92,400	104,00
	茶色	102,000	10,000	84,917	1,104,917	82,200	13,500
	その他色	137,000	17,700	84,917	2,509,817	117,300	21,400
PETボトル		7,700	56,200	*472,773	905,513	142,000	6,500
紙製容器包装		7,500	14,600	327,499	436,999	17,970	25,000
プラスチック製容器包装		709,629	61,000	901,000	44,188,000	716,600	62,000

注1) 上表の①引取り見込量及び②再商品化事業者見込委託単価は、協会が再商品化事業者へ委託料を支払う逆有償分が対象です。協会是有償分を含めて再商品化を実施し、別に有償分に係る収入が見込まれますが、当該収入は市町村に拠出されます。(PETボトル・紙製容器包装は、逆有償分のみ計上)

注2) 端数調整のため、(①×②)+③が④と等しくならない、また、④÷⑤が⑥と等しくならない場合があります。

* PETボトルの協会経費は 1,331,554 千円ですが、令和6年度有償収入に関わる消費税相当額 858,781 千円を充当して、同額を減額します。この結果、特定事業者の実質的な協会経費負担は、472,773 千円となります。

なお、有償拠出金の前期3月と当期3月の差異 35,566 千円は来年度予算に持ち越し、協会経費への算入は行いません。

(参考2) 令和5年度再商品化実施委託単価について

<令和5年度再商品化実施委託単価の算出根拠> (単価・金額共 消費税抜)

		①市町村からの引取り見込量 (トン)	②再商品化事業者見込委託単価 (円/トン)	③協会経費 (千円)	④再商品化総費用 (千円) ≐(①×②)+③	⑤特定事業者等からの再商品化実施委託申込見込量 (トン)	⑥令和5年度再商品化実施委託単価 ≐④÷⑤ (円/トン)
ガラスびん	無色	100,000	7,560	82,378	838,378	141,600	6,000
	茶色	102,000	8,670	82,378	966,718	118,400	8,200
	その他色	143,000	17,500	82,378	2,584,878	161,400	16,100
PETボトル		4,500	61,500	*2,540,699	2,817,449	205,000	14,000
紙製容器包装		7,500	13,000	325,546	423,046	18,960	23,000
プラスチック製容器包装		745,400	61,000	949,000	46,418,400	808,200	58,000

注1) 及び 注2) については上記と同様。

* PETボトルについて特定事業者が負担する費用は、再商品化委託費用 276,750(千円=①×②)に協会経費を加算したものととなります。協会経費の額は、消費税負担分 (2,990,000 (千円)) を含めると 3,288,251(千円)となりますが、令和5年度有償収入に関わる消費税相当額 1,429,530 (千円)を充当することから同額が減額となり、他方、有償拠出金の前期3月と当期3月の差異充当分 681,978 (千円) は加算となるため、特定事業者の実質的な負担費用は、2,540,699 千円③となります。